

令和5年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和5年8月23日（水）

15時19分～16時24分

場 所：長崎県庁3階302、303会議室

— 午後 3時19分 開会 —

1. 開 会

○中村建設企画課長 それでは、定刻より、現場の視察の件で遅れておりますけれども、ただいまから令和5年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、暑い現地調査、誠にありがとうございました。引き続き、また詳細審議、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

本日の出席者数についてでございますけれども、事務局から報告いたします。

本日の委員会におきましては、全委員7名のうち5名の委員に出席をいただいております。委員総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により、本委員会が成立していることを報告いたします。

続きまして、本日お配りしております資料は、ファイル資料1冊となっております。お手元の資料をご確認いただきますようよろしくお願ひします。

本日、ご審議いただきます案件は、土木部の県事業「日宇川総合流域防災事業」と大村市事業「街路事業竹松駅前原口線」の2件でございます。

審議に移ります前に、本日は、友広委員長、大嶺副委員長がともに欠席されております。友広委員長から、中村委員の推薦があり、大嶺副委員長にも同意いただいたことから、中村委員に代理をお願いしたいと考えておりますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村建設企画課長 ありがとうございます。それでは、ご異議ないようですので、審議の進行について、中村委員、よろしくお願ひいたします。

2. 委員会審議

○中村委員 それでは、ただいまより、審議を進めることとします。

まず、事業者から説明を行っていただき、その後、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

事業者は、正確かつ簡明な説明を行い、委員会の進行にご協力ください。

詳細審議対象事業（再評価）の説明及び審議

①河川－9 日宇川総合流域防災事業

○中村委員 それでは、「河川－9 日宇川総合流域防災事業」について、事業者より説明をお願いいたします。

○**県北振興局（戸村）** 県北振興局河川課の戸村と申します。

河川－9番の日宇川総合流域防災事業について、ご説明いたします。重複する部分もございしますが、あらかじめ、ご了承ください。

事業主体は長崎県、事業箇所は佐世保市になります。

前回再評価後5年を経過したことから、事業費と完了工期の見直しを行ったものであります。

本事業は、昭和42年7月水害を契機として、昭和43年より事業に着手しており、工事概要は、河口から約2kmの区間で河床掘削、護岸整備などを行うものです。特に、河川の断面が狭くなっていた松尾橋から松川橋までの河川の拡幅工事を先行して実施しており、今後、残工事を進めていく予定です。

スライドの右側の写真は、昭和42年7月の洪水時の写真になります。この水害では、日宇川周辺で約2,000棟の家屋の浸水被害が発生しています。

また、左側の図の緑色の部分は、現在の日宇川の浸水想定区域です。ここには、住宅や工場、商業施設が密集しており、甚大な被害を生じる危険性がある状況となっております。

次に、今回お示ししている約20億円の事業費の増額の理由でございますが、護岸の軟弱地盤対策で約10.5億円、河床掘削で約3.5億円、その他物価の上昇などに要する費用を約6億円、合計20億円の増額を見込んでおります。

護岸の施工手順についてご説明いたします。

当初、潮待作業で護岸コンクリートやパラペット工を施工する予定としていましたが、河口付近、特に地盤が軟弱でありますので、その対策として②④の地盤改良や③の部分の基礎部の矢板の長さの見直しを行いました。地盤改良の施工は、水を遮断しドライな環境で実施する必要があることから、変更して仮設矢板を設置して施工するように見直しを行いました。資料のうち赤い破線で示した部分が今回の見直しによって追加となった部分となります。

続きまして、河床掘削についてでございます。当初は、潮待作業で陸上機械による土砂掘削、残土運搬を想定しておりましたが、河口付近は地盤が軟弱で、施工機械の侵入は困難でありますので、新白岳橋から下流は作業船による水中掘削に施工方法を見直しを行いました。

水中掘削の施工手順としましては、バックホウ浚渫船で掘削した土砂を土運搬船によって陸上に揚げて、石灰で改良した上でダンプトラックで陸上運搬して残土処分する計画としております。

次に、事業期間についてご説明いたします。

護岸工事につきましては、仮締切矢板及び軟弱地盤対策によりまして、さらに5年間を要します。また、護岸と河床掘削を同時並行する予定でしたが、護岸工事に仮締切が必要となったため、護岸工事完了後に河床掘削に着手するように見直しております。

さらに、河床掘削の運搬変更により、2年間の延伸が必要になったことにより、完了工期を10年延長して令和15年度の完成を見込んでおります。

なお、現場で質問がございました、そのまま潮待作業で工事を続けるとどのくらいの期

間がかかるのかというご質問がありましたけれども、今年の7月の潮見表といたしますか、干潮表で見ると、月に工事ができる、作業ができる期間が5日程度でございました。この5日を基に作業量等から勘案しますと、そのまま潮待ちで作業を続けると、工事期間が約10年かかる見込み、ちょっと長くなる見込みと算定しております。

最後に総括となりますが、日宇川総合流域防災事業につきましては、事業費ベースで50%を超過しており、用地もほぼ完了しております。

本事業につきましては、地元佐世保市からも早期完成が望まれておりまして、費用対効果につきましても、事業の投資効果が十分に見込まれることから、対応方針（原案）としましては継続とさせていただきたいと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村委員 事業者より説明がありましたが、質問等はございませんか。

○狩野委員 狩野でございます。現場の方で、先ほどお答えいただきました当初計画、河床掘削の方ですね。当初計画で行った場合、どれくらい期間がかかるだろうかというご質問をさせていただいたんですけれども、かなり地盤が軟弱ということと、ちょうど行った時も満潮で、ここは潮が引いてもなかなか作業というのははかどらないだろうなというのは見た目でも分かったんですけれども、それでかなりの期間がかかるという回答でしたので、その部分は本当よく分かりました。ありがとうございました。

先ほど説明の中で、軟弱地盤なので、当初計画ではなかなか作業ができないというような話もあったんですけれども、できないことはないということですか、やろうと思えば。

○県北振興局（戸村） はい、月5日ですので、なかなか進まないだけで。

○狩野委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○中村委員 ほかにご質問はありませんか。

○梅本委員 梅本ですが、工事の進め方の手順の関係で教えてもらいたいですけれども、護岸の施工で、まず①番、仮締切矢板打設とあるんですが、これは仮締切矢板を打設する区間というのは、まず最初にもう対象の川全部をやってしまうわけですか。

○県北振興局（戸村） いえ、やはり予算とかの規模がありますので、ある程度ロットを分けて、年度ごとに囲って行って、片付けていくということになると思います。

○梅本委員 なるほど。それで、この仮締切矢板を打設した後、例えば3の2の図面で①より護岸側は水を全部なくすわけですかね。

○県北振興局（戸村） そうです。それがドライということで、水を完全にシャットアウトして、普通の陸上といたしますか、水がこない状態で作業をするということです。

○梅本委員 ドライというのは、どんな形、自然になくなるのを待つということですか。どんな形で水をなくすわけですか。

○県北振興局（戸村） 一応、矢板をまずして、当然両側に水がありますので、こちらの護岸側の水はポンプ排水とか、そういうものを使って強制的に水を排水してドライにする。仕事でも幾らか水は入ってくるので、その時も常時、必要台数ポンプを据えて排水して、ドライの状態でするということなんです。

○梅本委員 ポンプで全部水をくみ取る、吸い取るわけですか。

○**県北振興局（戸村）** はい。

○**梅本委員** なるほど、分かりました。ありがとうございます。

ちなみに、水を全部なくすまで、期間的にはどのくらいかかるんですか。すぐできるものですか。

○**県北振興局（戸村）** そうですね、その時ポンプを何台据えるとか、ポンプの能力とかにもよって変わってきますけれども、その辺は、実際工事に入る前に我々発注するわけですから、その積算の中でどのくらい能力が必要かというのは、ロットが変わってくると、その工事ごとに長さが変わる、範囲が変わってきますので、その辺は、どのくらいの規模のポンプを何台据えてというのは、その都度考えて検討して工事を進めることになると思います。

○**梅本委員** 続けていいですか。今度、浚渫の方で、浚渫土の改良・運搬とありますけれども、この浚渫土の改良というのは、もう濡れた土を乾かすという意味で捉えていいんですかね。

○**県北振興局（戸村）** 要は、乾かすというか、石灰を入れて固めるという言い方が正しいのかなと思いますけど。乾かすのも幾らかはあると思いますが、作業過程の中です。

○**梅本委員** 石灰を入れて乾かすまでというのは、どれくらいの期間がかかるのでしょうか。

○**県北振興局（戸村）** 混ぜたらすぐ、ある程度固まります。

○**梅本委員** 石灰を入れて、乾いた土というのは、どこに持っていくような感じでしょうか。

○**県北振興局（戸村）** 今、この工事費、事業費を算定する上では民間の残土捨て場を考えています。

○**梅本委員** 分かりました。結構です。

○**中村委員** ほかにありませんでしょうか。

○**五島委員** 新しい計画ですと、完成まであと10年ぐらいかかるということで、かなり長期の工事になるようなんですが、最近は豪雨とか、たくさん増えていて、工事中の状態で長期間放置するということは、その工事期間中の洪水とかのリスクというのはどういう感じになるんですか。

○**県北振興局（戸村）** 最近の気象変動等で強い雨が多く降っておりますけれども、基本的には工事は10年かかります。我々も予算確保とか、仕事を効率化させてどんどんやることを進めますけれども、それが10年が5年になることはまずないので、ソフト対策として、今、浸水想定区域ということで先ほど説明の中でもありましたが、県の方が今年度中にそれを公表して、佐世保市の方がハザードマップというものを作ります。ハザードマップを作って各家庭に配布すると。ここは浸水区域ですよと、警報が出たら避難してくださいと、そういうソフト対策とこのハード対策を併せて人命とか、そういうものを守っていきたいと考えておりますけれども。

○**中村委員** それでは、よろしいでしょうか。

以上、総合的に見まして、対応方針（原案）にご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員 それでは、河川－9 日宇川につきましては、対応方針を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員 ご異議がないようですので、原案どおり認めることとします。

都市－2 街路事業竹松駅前原口線

○中村委員 続いて、「都市－2 街路事業竹松駅前原口線」について、事業者より説明をお願いします。

○大村市（内田） 皆さん、こんにちは。大村市道路整備課の内田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、都市－2 都市計画道路竹松駅前原口線について説明をさせていただきます。

本路線は、大村市の中央部に位置し、国道 34 号を起点として西側に約 600m の区間を整備するものでございます。

2 ページをご覧ください。

本事業は、平成 23 年度に事業採択され、令和 2 年度に事業採択後 10 年経過時の再評価を受け、今回、事業期間、事業費を変更することから再評価に諮るものでございます。

3 ページをお願いします。

図面右側が起点の JR 竹松駅方面になります。本路線は、近年、住宅地として開発が進む富の原地区と JR 竹松駅を結ぶ道路であり、通勤・通学の歩行者や自転車の安全確保、緊急車両等のアクセス向上を目的として、延長 577m、幅員 16m、総事業費 18 億 8,000 万円で街路事業により整備を行うものでございます。

現在の事業進捗率は、事業費ベースで 56.9%、用地進捗率は面積ベースで 76%となっております。

4 ページをお願いいたします。

事業の効果、必要性についてですが、本地域の特性として、沿線には本市人口の約 1 割に及ぶ住民が居住しており、周辺には小学校と中学校がありますし、学校指定の通学路となっております。また、JR 竹松駅と陸上自衛隊竹松駐屯地を結ぶ道路であり、災害時の緊急輸送路及び避難路に指定されております。

しかしながら、現在は、幅員が狭い片側歩道であることから、通勤・通学時には歩道が混雑し、歩行者や自転車通行の危険性が非常に高く、利用者の安全確保が求められている状況でございます。また、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検においても、危険箇所として安全対策の必要性が求められている路線となっております。

以上のことから、本事業により、歩行者、自転車の安全性の確保と災害時の輸送の支援向上や円滑な避難といった効果が期待されております。

5 ページをお願いいたします。

事業の進捗状況についてですが、事業期間を令和 5 年度から令和 10 年度へ延伸し、事業費につきましても 14 億 2,500 万円から 18 億 8,000 万円へ増額するように考えており、

現在の進捗率は事業費ベースで 56.9%となっております。

6 ページをお願いいたします。

事業費増額の内訳についてですが、補償物件調査の精査と資材・労務費高騰による移転補償費の増額が約 2 億 4,000 万円、軟弱路床を補強するための路床改良工事による増額が約 9,000 万円、戦国期の大規模な禅宗寺院跡地発見に伴う埋蔵文化財発掘調査の増額が約 1 億 3,000 万円で、合わせて約 4 億 6,000 万円の増額となります。

7 ページをお願いいたします。

事業期間の見直しについてですが、多数の相続人への同意や代替地の詮索などの問題があり、用地交渉が難航したことにより、事業期間を令和 5 年度から令和 10 年度へ延伸するように考えております。

8 ページをお願いいたします。

社会経済情勢の変化についてですが、左側の図が本市の地区ごとに 10 年間の人口の増減率を色分けしたものでございます。本路線周辺地域を旗揚げしておりますが、伸び率が大きい富の原では約 1.2 倍増加しており、人口増加が著しいことが分かります。また、右側の表は、将来交通需要の変化について示しておりますが、県全体が 0.83 倍に減少するのに比べ、本市は 1.06 倍に増加しており、将来交通需要の増加が大きいことが分かります。これにより、本路線の計画交通量も約 320 台増加が見込まれております。

9 ページをお願いいたします。

事業の投資効果につきましては、前回評価時からのマイナス要因として事業費の増加、事業期間の延伸がございしますが、プラス要因として対象地域の将来交通量が増加したことにより、費用対効果が 1.06 から 1.08 に微増しております。

10 ページをお願いいたします。

対応方針としましては、本事業により住宅地として開発が進む富の原地区において、通勤・通学の歩行者や自転車の安全確保と緊急車両等のアクセス向上が図られること、また、本事業の用地取得は面積ベースで 76%と着実に進捗しており、事業期間の延伸や事業費の増はあるものの、費用対効果が見込まれることや本事業の必要性を考慮し、引き続き、事業の継続を提案させていただきます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○中村委員 事業者より説明がありましたが、質問等はありませんか。

○村上委員 先ほど現地を視察しまして、大村の中でも人口、そして小・中学生とか、そういう児童生徒が増えている中に、あの狭い通路、通学路も狭い中で、朝は相当混むのではないだろうか、ちょっと懸念したところでした。

進捗が進んでないのが用地交渉と、それが大きな原因になったんでしょうか。用地交渉が遅れて工事期間が長引いたのかという 1 点と、この通学路で子どもの交通事故とか、そういう案件があったかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○大村市（内田） ご質問ありがとうございます。1 点目の事業期間が伸びていることに関しては、ご指摘のとおり、用地代替地詮索と個々の地権者さんの事情もあるということから交渉が難航しておりまして期間が延伸するような状況になっております。

2点目のここらあたりで事故があったかどうかということなんですけれども、そこまで多く事故があっているというふうには把握はしてないんですけれども、通学時間帯とかはこの4ページ目の下の写真にもありますけれども、地域の方とか学校の先生が見守り活動とか行って、横断歩道とか、途中途中に立つことによって、そういうことを未然に防ぐような活動も行っている状況でございます。

○村上委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村委員 ほかにはございませんでしょうか。

では、私の方から1点伺いたいんですけれども、今回、現地を見させていただいて、実際に見ることでその事業の有用性というのはとてもよく理解できました。

今回、この事業、道路を完成させることで現道との合流するポイントがあると思うんですけれども、そちらで終点側から現道の方に右折する車による渋滞だとか、逆に現道から合流する時が多発発生すると思うんですけど、そちらの渋滞や事故などのおそれやその対策についてどのようにお考えでしょうか。

○大村市(内田) ご質問ありがとうございます。現道との交差する部分に関しましては、今、現地を見られて、T字路にどちらもなっているような、竹松駅から下ってきてT字路になって、右側にバスは出て、信号があって現道という形だったと思うんですけれども、今、現道の取扱いについても公安委員会とか警察と協議を行っておりまして、現道自体に関しては今2車線あるんですけれども、こちらの道が開通した暁には道を一回狭めて、信号もなくすような形で、主の道路はあくまで今回できる道路ですよという形で、こちら側はあくまで生活道路として狭めて、張りついている住民さんたちは通るけれども、通過交通はできるだけなくすような形態でということで、今、協議を行っております。

ここの交差点になる部分も、形状に関して警察と協議を行って、一番いい形を造っていきたいというように考えております。

○中村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

○狩野委員 一つ質問します。狩野です。そもそも論で申し訳ないんですけど、当初から、この道路計画をする段階からこの遺跡があるだろうということでスタートしたのか、そもそも、こういうのがあるとは分からずにスタートしたのか、どちらか教えてもらっていいですか。

○大村市(内田) そうですね、最初の都市計画道路としての決定時点が、たしか昭和36年だったと思うんですけれども、その時点から、ここらあたりに聖宝寺跡という遺跡があることは分からない段階で計画はしております。

○狩野委員 ありがとうございます。

○中村委員 よろしいでしょうか。

以上、総合的に見て、対応方針(原案)にご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員 それでは、「都市-2 街路事業竹松駅前原口線」につきましては、対応方針を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員 ご異議がないようですので、原案どおり認めることとします。

○大村市（内田） ありがとうございます。

補足説明

①砂防－4 大規模特定砂防等施設下長瀬川砂防施設

○中村委員 続きまして、事務局から審議外のその他として補足説明があるようですので、説明をお願いします。

○中村建設企画課長 7月28日ですけれども、第1回の委員会において、原案継続ということでお認めいただきました「砂防－4 下長瀬大規模特定砂防等事業」について補足説明がございますので、委員の皆様のご意見をいただきたいというふうに考えております。

下長瀬川につきましては、前回の審議会におきまして、一部誤解を生むような説明を行った箇所がございましたので、今回、改めてお時間をいただきまして補足説明をさせていただくとともに、前回、審議会の議事録から誤った説明があった箇所について削除してよろしいか、お伺いしたいというふうに考えております。

それでは、砂防課から補足説明をいたします。よろしくをお願いします。

○県央振興局（岩永） こんにちは。県央振興局の河港課の岩永と申します。

先日、7月28日にご審議いただきおりました下長瀬川砂防施設につきまして、資料の記載内容と私どもの説明内容に誤解を生じるような表現がありましたので、大変申し訳ありませんけれども、補足説明をさせていただきたくこの時間をいただきました。

それでは、スクリーンの方をご覧ください。

はじめに、先日、事業効果・必要性の部分について、添付しております手持ちの資料の4ページになりますけど、事業箇所と施設の位置と保全人家の対象というのが見づらいついこと、こちらのスクリーンの方で示させていただいております。

右側の赤の部分、これが砂防堰堤と下流に向かって溪流保全工が計画されている部分になります。その左側、ピンクの部分とオレンジの部分、こちらが今回、砂防施設を造ることによって保全される対象人家ということで、こういった位置関係の図面になっております。

それでは、次のスクリーンになりますけれども、当初、概略設計において、こちらの図面、左側が下流側になりまして、右側が上流側というふうになります。

まず、黒色の部分ですね、砂防堰堤、こちらが当初概略設計で計画線を入れていますが、詳細測量設計等の結果、黒色で示す概略設計時の位置では砂防堰堤の延長ですね、堰堤が長く不経済となることが分かりましたので、右側、上流に向けて第1案（青）と第2案（赤）、それと第3案（緑）ということで再検討を行っておりまして、青色の第1案と緑の第3案の位置では、図面でいきますと砂防堰堤の右側、上側になるんですけれども、現在、既存の市道が走っておりまして、こちらが工事することによって市道の全面通行止めが発生するということと、これを市道の切り回しが必要となる場合に切土と法面対策がどうしても必要になってくるということで事業費が増加す

るため、既存市道に影響のない赤の位置ですね、第2案ということになりますけれども、こちらを採用することといたしております。

以上のことから、もう一度スクリーンをご覧くださいませいんですけれども、委員会資料の5ページになりますけれども、①の構造物の変更・工事費という欄の主な増減理由につきましてですけれども、「地元説明に伴い」という部分を前回示しておりましたけれども、「詳細設計に伴い」ということに修正をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、こちらが先日審議いただきました7月28日の議事録になりますけれども、スクリーンの方に示しておりますものが説明内容ですね、1ページの黄色で示している部分になります。それと3ページに同じく黄色で示させていただいている内容になりますけれども、こちらの削除をお願いしたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。前回、説明いたしましたけれども、内容が不十分であったことにつきまして、深くお詫びを申し上げたいと思います。

審議のほど、よろしく申し上げます。

○中村委員 事業者より説明がありました、質問等はありませんか。

一つよろしいですか。こちら赤の第2案で工事を進められるということなんですけど、今回、地権者さんがお持ちだった用地はそちらにかからなかったということで、もしかしたらというか、第1案か第3案の時にはその用地にかかっていたという理解でよろしいんですか。

○県央振興局(岩永) 第1案というのは概略設計で決めたものになっておりまして、その後には詳細設計、測量調査設計を行いまして、お示ししています青の部分の第1案、第2案(赤)、第3案(緑)ということで、経済的な部分で第2案、赤の部分が経済的に優れているということで、位置として最終的にそこで決めたということになっておりまして、あくまで第1案じゃないですね、黒の部分、概略設計というのは概略の時に決めた位置になっております。その後には調査設計で決めたということになります。

○中村委員 前回ご説明があった地権者さんの用地というのは、どちらにかかっていたんですか。

○県央振興局(岩永) 結果的に第2案の方で経済的に有利になったので、結果的に地権者さんのところにもかからないという結果にはなりました。

○中村委員 ほかに委員の皆様からご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員 本事業を総合的にご覧になって、補足説明の内容と対応方針(原案)にご意見はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員 ご異議がないようですので、原案どおり認めるとともに、議事録の当該箇所の削除を認めることとします。

本日までの委員会での意見につきましては、取りまとめを行い、意見書として知事に提出したいと考えております。

知事への意見書提出につきましては、事務局より事前に9月5日(火曜日)午前11時

40 分からと伺っています。各委員、ご多忙中とは存じますが、ご同席可能な方はよろしくをお願いいたします。

3. 閉 会

○中村建設企画課長 中村委員、ありがとうございました。

本日は、現地調査を含めまして、ご審議いただきありがとうございました。

今後の予定につきましては、先ほど委員長からもお話がありましたように、知事への意見書提出の日程については、9月5日（火曜日）午前11時40分から12時の間で県庁にて予定しております。

意見書の内容につきましては、この後、委員会閉会後に意見書の取りまとめの時間を取りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、第2回委員会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

— 午後 3時59分 閉会 —